

①

議 案 書

教育委員会
令和6年6月定例会

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--|-------------|
| 日 程 1 | 第 2 5 号 議 案 ……………
長崎市科学館条例施行規則の一部を改正
する規則 | P 3 ~ 7 |
| 日 程 2 | 第 2 6 号 議 案 ……………
長崎市国指定重要文化財旧オルト住宅保
存・整備委員会委員の委嘱について | P 8 ~ 9 |
| 日 程 3 | 第 2 7 号 議 案 ……………
長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議
会委員の委嘱について | P 1 0 ~ 1 2 |
| 日 程 4 | 第 2 8 号 議 案 ……………
長崎市文化財審議会委員の委嘱について | P 1 3 ~ 1 5 |
| 日 程 5 | 第 2 9 号 議 案 ……………
長崎市図書館運営協議会委員の委嘱につ
いて | P 1 6 ~ 1 9 |
| 日 程 6 | 第 1 3 号 報 告 ……………
教育長が臨時に代理した事務の報告及び
承認について（職員の人事について） | （別 冊） |
| 日 程 7 | 第 3 0 号 議 案 ……………
教職員の人事に関する内申について | （別 冊） |
| 日 程 8 | 第 3 1 号 議 案 ……………
教職員の人事に関する内申について | （別 冊） |

第 2 5 号議案

長崎市科学館条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市科学館条例施行規則（平成 9 年長崎市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の見出し中「観覧券の交付」を「観覧券等の交付等」に改め、同条第 1 項中「条例別表第 1 に掲げる観覧料（特別展示に係るものを除く。）」を「常設展示又はスペースシアターの観覧に係る利用料金」に、「観覧券」を「観覧券又は年間観覧券（以下「観覧券等」という。）」に改め、同条第 2 項を次のように改め、

2 前項の観覧券等の種類は、次のとおりとする。

区分		一般	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	団体
観覧券	常設展示	第 5 号様式	第 6 号様式	第 7 号様式及び第 8 号様式
	スペースシアター	第 9 号様式	第 10 号様式	第 11 号様式及び第 12 号様式
年間観覧券	常設展示及びスペースシアター	第 13 号様式		

同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 年間観覧券の有効期間は、発行した日から起算して 1 年間とする。

4 年間観覧券の利用は、同一人に限るものとする。

第 1 3 条中「第 17 号様式」を「第 14 号様式」に改める。

第 1 4 条中「第 18 号様式」を「第 15 号様式」に改める。

第15条第2項中「第19号様式」を「第16号様式」に改める。

第17条中「利用料金」を「利用料金(条例別表第1に掲げる常設展示及びスペースシアターの年間観覧並びに特別展示の観覧に係るものを除く。)」に、「第20号様式」を「第17号様式」に改める。

第5号様式から第8号様式中「展示室」を「常設展示」に改める。

第9号様式から第11号様式中「プラネタリウム」を「スペースシアター」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式(第12条関係)

No.	No.
長崎市科学館	長崎市科学館
スペースシアター観覧券控	スペースシアター観覧券
(団体用)	(団体用)
¥ _____	¥ _____
.....人人・.....人
.....人	年 月 日
年 月 日	_____様
長崎市科学館	長崎市科学館
	この券をもって領収書にかえます。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第12条関係）

（表）

<p>長崎市科学館</p> <p>年間観覧券</p> <p>（常設展示及びスペースシアター）</p>
--

（裏）

<p>No. _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>有効期限 _____</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ご入場時、この券を係員にご提示ください。・この券は、発行した日から1年間に限り有効です。・この券は、本人以外のご利用はできません。
--

第 14 号様式から第 16 号様式までを削り、第 17 号様式から第 20 号様式までを 3 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市科学館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和 6 年 6 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

長崎市科学館において、条例改正により年間観覧料を定めたのと、利用料金に係る区分を見直し、スペースシアターの区分に係る利用料金を定めたのに伴い、関係規則を整理したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 考 」

- ・ 長崎市科学館条例施行規則 新旧対照表 別 添

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条第1項 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕